平成２４年（フ）第４８号
新潟県新発田市月岡温泉562番地４
債務者　齋藤　和枝
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第４９号
新潟県新発田市新栄町２丁目12番11号　新栄団地２号棟107
債務者　細野　純子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３４４号
和歌山市福島321番地の４　フジパレス福島105
債務者　楠本　陽一
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１０号
和歌山市加納87番地の２
債務者　嶋﨑　久雄
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１号
和歌山市加納87番地の２
債務者　嶋﨑惠美子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３号
和歌山市杭ノ瀬203番地の１　メゾン・ド・プルミエ101号
債務者　辻本　　伸
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８号
香川県観音寺市豊浜町和田浜1109番地　朝日ヶ丘団地１号
債務者　佐野　靖剛
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第４号
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触117番地
債務者　山本　岩光
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第５号
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触117番地
債務者　山本千加子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第９号
山口市陶2945番地４
債務者　上谷　健一
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５２４号
高知市北竹島町263番地10
債務者　武井　仁之
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２５号
高知市北竹島町263番地10
債務者　武井　慶子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１号
北海道小樽市春香町152番地、前住所札幌市白石区東札幌５条５丁目14番15号
債務者　新田　貴子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２８号
北海道小樽市築港12番111号　オタルベイサイドシティ７、前住所北海道虻田郡喜茂別町字知来別40番地の１
債務者　五十里洋子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第４０号
北海道小樽市梅ケ枝町20番23号、前住所北海道小樽市末広町36番７号
債務者　河端　茂男
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第４８号
北海道小樽市高島５丁目５番16号
債務者　本間　裕敏
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第４９号
北海道余市郡余市町朝日町76番地30、前住所北海道余市郡余市町浜中町101番地227
債務者　中道　　潜
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部